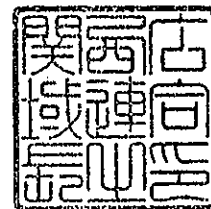


関 広 企 第 2 2 号
平成 2 4 年 7 月 2 7 日

環境大臣 細野 豪志 様

関西広域連合長 井戸 敏三



東日本大震災により発生した災害廃棄物の今後の広域処理の方針について (照会)

東日本大震災により発生した災害廃棄物の広域処理については、関西広域連合（以下「広域連合」という。）から平成 2 3 年 1 2 月に照会した処理のための基準の明確化及び処理の全体方針スケジュール等について、本年 1 月に開催した関西広域連合委員会において貴省から直接御回答をいただきました。これを受けて、広域連合では、災害廃棄物を受け入れる場合の統一した目安値を 3 月に定め、構成府県及び大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）に対して取組を要請し、センターは 7 月 2 5 日付けで安全性の個別評価を貴省に申請しています。

この度、7 月 2 5 日に宮城県災害廃棄物処理実行計画（第二次案）が策定されましたが、これを踏まえた災害廃棄物の今後の広域処理の方針について見解を確認したいので、御回答くださるようお願いいたします。

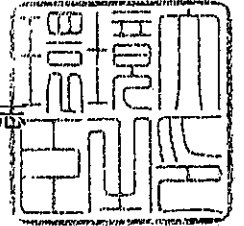
環廃対第 120807001 号

平成 24 年 8 月 7 日



関西広域連合長
井戸 敏三 殿

環境大臣
細野 豪志



東日本大震災により発生した災害廃棄物の今後の広域処理の方針について (回答)

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関しまして、御協力をいただき感謝申し上げます。

平成 24 年 7 月 27 日付けで当職あて照会のありました、東日本大震災により発生した災害廃棄物の今後の広域処理の方針につきましては、本日開催された、災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合において了承されました「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」(別添参照)において明らかにしたところです。この工程表は、災害廃棄物の処理状況、被災県における処理計画、広域処理の調整状況と今後の方針、災害廃棄物の処理の工程表・目標を取りまとめたものであり、今後、この工程表に定める目標達成に向けて、毎月の進捗管理を行い、その結果に応じて、必要な施策を講じてまいります。

この中で、可燃物・木くずの広域処理については、岩手県の可燃物・木くず及び宮城県の可燃物は具体的な受入れを調整している自治体や受入実績のある自治体の追加的な協力が得られれば、目標期間内の処理が実現できると見込まれる状況であり、新たな受入先の調整は行わず、これらの自治体との調整を行うこととしました。また、宮城県の木くずは、県の意向を踏まえ、単純焼却ではない再生利用の受入先に限定し、近県での処理を優先して、調整を行うこととしました。

なお、これらの方針を踏まえて、平成 24 年 7 月 25 日付けで大阪湾広域臨海環境センター理事長より当職あて依頼がありました「災害廃棄物の埋立処分に関する個別評価」については、実施しない旨を本日付で回答したところです。